ACSES ニュースレター_１９７０号（2020 年 10 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

□ 肥料
◇肥料の品質の確保等に関する法律第四条第二項第二号から第四号まで及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が定める方法を定める件（農林水産省告示第 2082 号）〈官報〉
◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ト及び第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する特殊肥料を定める件（農林水産省告示第 2083 号）〈官報〉
◇特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件（農林水産省告示第 2084 号）〈官報〉
◇肥料取締法施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 2085 号）〈官報〉
◇肥料取締法第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 2086 号）〈官報〉
◇特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 2087 号）〈官報〉

虎杖（痛取（イタドリ）、酸模（スカンポ））

****

□ *肥料*

◇肥料の品質の確保等に関する法律第四条第二項第二号から第四号まで及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が定める方法を定める件（農林水産省告示第 2082 号）

［官報］ 令和 2 年 10 月 27 日　本紙　第 361 号　3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201027/20201027h00361/20201027h003610003f.html

〇農林水産省告示第 2082 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第二項第二号から第四号まで及び肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第十一条第八項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が定める方法を次のように定める。

令和 2 年 10 月 27 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

一　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。次号において「法」という。）第四条二項第二号の農林水産大臣が定める方法は、次のイ又はロに掲げる肥料の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める方法とする。

イ　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。この号及び第三号において「規則」という。）第十一条第八項第二号に規定する指定配合肥料造粒（水以外の粒状化を促進するための材料を用いる造粒を除く。ただし、規則第一条の二第一項に規定する家庭園芸用肥料を加工する場合にあってはこの限りでない。）、成形（水以外の成形を促進するための材料を用いる成形を除く。ただし、家庭園芸用肥料を加工する場合にあってはこの限りでない。）、圧ぺん、粉砕その他必要と認められる方法

ロ　規則第十一条第八項第四号に規定する指定化成肥料造粒(家庭園芸用肥料以外の肥料を加工する場合であって、水以外の粒状化を促進するための材料を用いる造粒に限る。)、成形(家庭園芸用肥料以外の肥料を加工する場合であって、水以外の成形を促進するための材料を用いる成形に限る。)、当該造粒又は成形に伴う圧ぺん、粉砕、混練、加熱、溶解、乾燥、冷却、ふるい分けその他これらの加工に伴い必要と認められる方法

二　法第四条第二項第三号及び第四号の農林水産大臣が定める方法は、造粒、成形、圧ぺん、粉砕その他必要と認められる方法とする。

三　規則第十一条第八項第四号の農林水産大臣が定める方法は、第一号ロに掲げる方法とする。

附　則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ト及び第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する特殊肥料を定める件（農林水産省告示第2083号）

［官報］　令和2年10月27日　本紙　第361号　3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201027/20201027h00361/20201027h003610003f.html

○農林水産省告示第2083号

肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)別表第一号ト及び第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する特殊肥料を次のように定める。

令和2年10月27日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

一　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。)別表第一号トの農林水産大臣が指定する特殊肥料は、昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号(以下「特殊肥料等指定告示」という。)の一の同に規定する人ぷん尿、動物の排せつ物(水分含有量が五十%を超えるものに限る。との号において同じ。)及び堆肥(水分含有量が五十%を超えるものに限る。この号において同じ。)並びに一の川に規定する専ら特殊肥料が原料として配合される肥料(人ぷん尿、動物の排せつ物又は堆肥が原料として配合されるものに限る。)とする。

二　規則別表第二号の表第一項下欄第三号の農林水産大臣が指定する特殊肥料は、特殊肥料等指定告示の一の川に規定する粗砕石灰石、一の同に規定する草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨灰、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥、発泡消火剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料及び微粉炭燃焼灰、一の(ハ)に規定する専ら特殊肥料が原料として配合される肥料(専ら粗砕石灰石、草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨灰、動物の排せっ物の燃焼灰、堆肥、発泡消化剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料又は微粉炭燃焼灰を原料として配合されるものに限る。)その他アルカリ分、石灰全量又は有効苦土を含有するものとする。

三　規則別表第二号の表第二項下欄の農林水産大臣が指定する特殊肥料は、特殊肥料等指定告示の一の同に規定する草木灰、骨灰、動物の排せつ物の燃焼灰及び微粉炭燃焼灰、一の川に規定する専ら特殊肥料が原料として配合される肥料(専ら草木灰、骨灰、動物の排せつ物の燃焼灰又は微粉炭燃焼灰を原料として配合されるものに限る。)その他アルカリ分を含有するものとする。

附　則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

◇特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件（農林水産省告示第2084号）

［官報］　令和2年10月27日　号外　第224号　1～5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201027/20201027g00224/20201027g002240001f.html

○農林水産省告示第2084号

肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行に伴い、及び肥料の品質の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十七号)第二条第二項の規定に基づき、昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七

十七号(特殊肥料等を指定する件)の一部を次のように改正する。

令和2年10月27日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

―「改正前」は省略し、「改正後」のみ掲載―

改　正　後
一　肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料 （イ）　次に掲げる肥料で粉末にしないもの 魚かす(魚荒かすを含む。以下同じ。)、干魚肥料、干蚕踊、甲殻類質肥料、蒸製骨(脱こう骨を含み、牛、めん羊又は山羊(以下「牛等」という。)由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。)を使用する場合にあっては肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置(以下「管理措置」という。)が行われたものに限り、かつ、牛等の部位(牛等由来の原料のうち、肉(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。)、骨(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。)、皮、毛、角、蹄及び臓器(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。)以外のものをいう。以下同じ。)を原料とするものについては牛(月齢が三十月以下の牛(出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。)を除く。)の脊柱(背根神経節を含み、頚椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頚椎腕突起、胸椎腕突起、腰椎赫突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)及びと畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第十四条の検査を経ていない牛等の部位(以下「脊柱等」という。)が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)、蒸製てい角(牛等由来の原料を使用する場合にあっては、管理措置が行われたものに限る。)、肉かす(牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)、羊毛くず(管理措置が行われたものに限る。)、牛毛くず(管理措置が行われたものに限る。)、粗砕石灰石同米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす(生産工程中に塩酸を使用しないしよう油かすを除く。以下同じ。)、アミノ酸かす(廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量0．五パーセント以上のものを除く。)、くず植物油かす及びその粉末(植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。)、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、木の実油かす及びその粉末(カポック油かす及びその粉末を除く。以下同じ。)、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末(くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。)、たばこくず肥料及びその粉末(変性しないたばこくず肥料粉末を除く。)、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰(じんかい灰を除く。)、くん炭肥料、骨炭粉末(牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)、骨灰(牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)、セラックかす、にかわかす(オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)、魚鱗(蒸製魚鱗及びその粉末を除く。)、家きん加工くず肥料(蒸製毛粉(羽を蒸製したものを含む。)を除く。)、発酵乾ぷん肥料(し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。)、人ぷん尿(凝集を促進する材料(以下「凝集促進材」という。)又は悪臭を防止する材料(以下「悪臭防止材」という。)を加え、脱水又は乾燥したものを除く。)、動物の排せつ物(凝集促進材(別表第一に掲げるものに限る。)を加えたものを含む。以下同じ。)、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥(わら、もみがら、

樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)を堆積又は撹枠し、腐熟させたもの(尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。)をいい、牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かっ、牛等の部位を使用するものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)、グアノ(窒素質グアノを除く。)、発泡消火剤製造かす(てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいい、牛等由来の原料を使用する場合にあっては、管理措置が行われたものに限る。)、貝殻肥料(貝粉末及び貝灰を含む。)、貝化石粉末(古代にせい息した貝類(ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。)が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。以下同じ。)、製糖副産石灰、石灰処理肥料(果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであって、乾物一キログラムにつきアルカリ分含有量が二百五十グラムを超えるものをいう。)、含鉄物(褐鉄鉱(渇鉄鉱を含む。)、鉱さい(主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。)、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。)、微粉炭燃焼灰(火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあっては、三ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。)、カルシウム肥料(主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。)、石こう(りん酸を生産する際に副産されるものに限る。)

(ハ)　専ら特殊肥料(肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条第一項の規定による届出がされたものに限る。)が原料として配合される肥料(堆肥に該当するものを除き、別表第二に掲げる材料を加えたものを含む。附において「混合特殊肥料」という。)

二　肥料の品質の確保等に関する法律第三十五条第一項前段の肥料

(略)

附　一に掲げる肥料には、造粒、成形及び圧ぺんしたもの(混合特殊肥料にあっては、粉砕その他必要と認められる方法により加工されたものを含む。)を含む。

別表第一

(略)

別表第二　　(新設)

一　固結を防止する材料として使用する次の材料

滑石粉末、クレー、けい酸石灰、けい石粉末、けいそう土、潤滑油、シリカゲル、シリカ粉、シリカヒューム、ゼオライト、なたね油、パーライト、ベントナイト

二　浮上を防止する材料として使用する次の材料

安山岩粉末、かんらん岩粉末、けい石粉末、けつ岩粉末、砂岩粉末

三　粒状化を促進する材料として使用する次の材料

アクバルシャイト、安山岩粉末、アンモニア液又はアンモニアガス(中和造粒のために使用する場合に限る。)、イースト菌発酵濃縮廃液、カオリン、滑石粉末、カルボキシメチルセルロース、かんらん岩粉末、クレー、軽焼マグネシア、けい石粉末、けいそう土、コーンスターチ、こんにやく飛粉、砂岩粉末、消石灰、ゼオライト、石こう、セピオライト、でんぷん、糖蜜、ぬか、パルプ廃液、ベントナイト、リグニンスルホン酸、硫酸（中和造粒のために使用する場合に限る。）、りん酸液（中和造粒のために使用する場合に限る。）

四　悪臭を防止する材料として使用するゼオライト

附　則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

◇肥料取締法施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 2085 号）

［官報］　令和２年 10 月 27 日　号外　第 224 号　5～14 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201027/20201027g00224/20201027g002240005f.html

○農林水産省告示第2085号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省第六十四号）第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第七百号（肥料取締法施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和２年 10 月 27 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

―「改正前」は省略し、「改正後」のみ掲載―

改　正　後
１　原料の種類又は配合の割合等の記載 (1)　保証票に原料の種類又は配合の割合を記載する普通肥料 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第64号、以下「規則」という。）第11条の２第２項第１号の保証票に原料の種類又は配合の割合を記載する普通肥料は、次に掲げる普通肥料とする。 イ　指定配合肥料及び指定化成肥料（家庭園芸用肥料を除く。） ロ　窒素全量を保証した普通肥料（別表第１に掲げるものを除く。） ハ　規則第１条第１号から第７号までに掲げる普通肥料 ニ　特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料 (2)　保証票に原料の種類又は配合の割合等を記載する方法等 (1)に規定する普通肥料について、規則第11条の２第１項、第３項及び第４項の保証票に肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第17条第１項第12号及び第13号（法第33条の２第６項において準用する場合を含む。）に掲げる事項及び原料の種類又は配合の割合を記載する方法、原料の種類又は配合の割合並びにウェブサイトのアドレスにより記載する方法は、次に規定するとおりとする。 イ　(1)のイに該当する普通肥料 (ｲ)　配合する原料について、使用する原料が次の表の配合する原料の欄に該当する場合には、同表の字句の欄に掲げる字句をもって記載すること。 （下表）

配合する原料	字句
別表第２の第１欄に掲げる普通肥料	当該肥料の種類又は統合表示名称（別表第２の第１欄に掲げる普通肥料ごとにそれぞれ同表の第２欄に掲げる名称をいう。以下同じ。）
別表第2の第1欄に掲げる普通肥料以外の普通肥料（指定配合肥料及び指定化成肥料を除く。）	当該肥料の種類
指定配合肥料	「指定配合肥料」の字句
指定化成肥料	「指定化成肥料」の字句

(ﾛ)　製品に占める重量割合の大きい原料から順に、その旨を明記して記載すること。ただし、重量割合の大きい原料から順に5つ以上又は原料の重量割合の合計が8割以上となるように原料を記載し、残りの原料を「その他」と記載することができる。この場合、「その他」の字句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該残りの原料を記載しなければならない。この際、〔 〕内の原料は、必ずしも重量割合の大きい順に記載する必要はないが、重量割合の大きい順に記載しない場合には、順不同となることがある旨を記載すること。また、荷口番号を記載した上で、当該荷口番号ごとに、当該荷口番号に対応する製品の全ての原料を農林水産大臣が認めるウェブサイトに公表し、当該ウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。以下同じ。)を記載した場合には、「その他」の次の〔 〕の記載を省略することができる。この場合には、書面により荷口番号に対応する製品の全ての原料の記載事項の交付を求める者に書面によ

り当該記載事項を交付するとともに、その旨を記載すること。なお、省略した〔 〕内の原料に有機質肥料以外のもの(混合汚泥複合肥料を含む。)が含まれる場合には、その旨を記載すること。さらに、原料事情等により隣接する2つの原料の重量割合の順位が入れ替わる場合には、その旨を記載することにより、当該順位を入れ替えることができる。ただし、「その他」と順位を入れ替えてはならず、また、(ハ)に規定するところに従い( )を付して記載した原料を使用しない場合として記載例により記載する原料については、当該原料の順位を入れ替えてはならない。

(ハ) 原料事情等により原料として使用しないことがある有機質肥料がある場合((ロ)の「その他」及び「その他」の字句の次の〔 〕内の原料を除く。)には、その旨を明記して、当該肥料の種類又は統合表示名称に( )を付して記載することができる。ただし、その数は3を超えてはならず、また、記載した全ての有機質肥料の種類又は統合表示名称に( )を付してはならない。

(削る)

(ニ) (1)のイに該当する普通肥料を原料として使用する場合には、「指定配合肥料」又は「指定化成肥料」の字句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料の種類を、(イ)から(ハ)までに規定するところに従い、次の記載例により記載すること。ただし、荷口番号を記載した上で、当該荷口番号ごとに、当該荷口番号に対応する製品の全ての原料を農林水産大臣が認めるウェブサイトに公表し、当該ウェブサイトのアドレスを記載した場合には、〔 〕の記載を省略することができる。この場合には、書面により荷口番号に対応する製品の全ての原料の記載事項の交付を求める者に書面により当該記載事項を交付するとともに、その旨を記載すること。なお、省略した〔 〕内の原料に有機質肥料以外のもの(混合汚泥複合肥料を含む。)が含まれる場合には、その旨を記載すること。

記載例1 全ての原料を記載する場合(統合表示名称を記載する場合) (新設)

(配合原料)
硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔植物質類、骨粉質類〕、植物質類、(動物かす粉末類)、加工家きんふん肥料、尿素、混合汚泥複合肥料
備考: 1 (略)
2 硫酸アンモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わることがある。
3 ( )内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類、指定配合肥料〔植物質類、骨粉質類〕、加工家きんふん肥料、尿素、混合汚泥複合肥料」となる。
4 (略)

記載例2 「その他」と記載する場合(統合表示名称を記載しない場合) (新設)

(配合原料)
硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔植物質類、骨粉質類〕、大豆油かす及びその粉末、(魚かす粉末)、加工家きんふん肥料、その他〔尿素、混合汚泥複合肥料〕
備考1 :重量割合の大きい順である。
2 硫酸アンモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わることがある。
3 ( )内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「硫酸アンモニア、塩化加里、大豆油かす及びその粉末、指定配合肥料〔植物質類、骨粉質類〕、加工家きんふん肥料、尿素、混合汚泥複合肥料」となる。
4 「その他」の〔 〕内の原料は、順不同となることがある
5 〔 〕内は指定配合肥料の配合原料又は「その他」の原料である。

記載例3 ウェブ表示を行う場合(統合表示名称を記載しない場合) (新設)

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料、大豆油かす及びその粉末、(魚かす粉末)、加工家きんふん肥料、その他

備考1 ：重量割合の大きい順である。

2 硫酸アンモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わることがある。

3 ( )内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「硫酸アンモニア、塩化加里、大豆油かす及びその粉末、指定配合肥料〔植物質類、動物質類〕、加工家きんふん肥料、尿素、混合汚泥複合肥料」となる。

4 「その他」には有機質肥料等以外の原料及び汚泥を原料として含む。

5 原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。(電話番号)

二次元コード

ロ (1)のロに該当する普通肥料

(ｲ) 窒素全量を保証する原料について、使用する原料が次の表の原料の欄に該当する場合には、同表の字句の欄に掲げる字句をもって記載すること。

原料	字句
別表第2の第1欄に掲げる普通肥料	当該肥料の種類又は統合表示名称
別表第2の第1欄に掲げる普通肥料以外の普通肥料(指定配合肥料及び指定化成肥料を除く。次号において同じ。)であって、公定規格が定められているもの	当該肥料の種類
別表第2の第1欄に掲げる普通肥料以外の普通肥料であって、公定規格が定められていないもの	「仮登録肥料」の字句
指定配合肥料	「指定配合肥料」の字句
指定化成肥料	「指定化成肥料」の字句

(ﾛ) 窒素全量を含有する原料について、当該原料が特殊肥料の場合には、当該肥料の指定名(昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等を指定する件)の一の(ｲ)、(ﾛ)又は(ﾊ)に掲げる名称をいう。以下同じ。)を、肥料原料の場合には当該原料の実態に基づき「副産有機質原料」等の名称を記載すること。

(ﾊ) (略)

(ﾆ) 製品に占める窒素全量の量の割合の大きい原料から順に、その旨を明記して記載すること。ただし、窒素全量の量の割合の大きい原料から順に5つ以上又は原料の窒素全量の量の割合の合計が8割以上となるように原料を記載し、残りの原料を「その他」 と記載することができる。この場合には、その他の字句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該残りの原料を記載しなければならない。この際、〔 〕内の原料は、必ずしも窒素全量の量の割合の大きい順に記載する必要はないが、窒素全量の量の割合の大きい順に記載しない場合には、順不同となることがある旨を記載すること。また、荷口番号を記載した上で、当該荷口番号ごとに、当該荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証し、又は含有する全ての原料を農林水産大臣が認めるウェブサイトに公表し、当該ウェブサイトのアドレスを記載した場合には、「その他」の次の〔 〕の記載を省略することができる。

この場合には、書面により荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証し、又は含有する全ての原料の記載事項の交付を求める者に書面により当該記載事項を交付するとともに、その旨を記載すること。

なお、省略した〔 〕内の原料に有機質肥料及び特殊肥料(粗砕石灰石、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石こうを除く。)以外のもの(汚泥を原料とする肥料(混合汚泥複合肥料及び規則第一条第一号から第六号までに規定する肥料)を含む。)が含まれる場合には、その旨を記載すること。さらに、原料事情等により隣接する2つの原料の窒素全量の量の割合の順位が

入れ替わる場合には、その旨を記載することにより、当該順位を入れ替えることができる。ただし「その他」と順位を入れ替えてはならず、また、(討に規定するところに従い( )を付して記載した原料を使用しない場合として記載例により記載する原料については、当該原料の順位を入れ替えてはならない。

(ホ) 原料事情等により原料として使用しないことがある有機質肥料がある場合(同の「その他」及び「その他」の字句の次の〔 〕内の原料を除く。)には、その旨を明記して、当該肥料の種類又は統合表示名称に( )を付して記載することができる。ただし、その数は3を超えてはならず、また、記載した全ての有機質肥料の種類又は統合表示名称に( )を付してはならない。

(削る)

(ヘ) (1)の口に該当する普通肥料が原料として使用される場合には、当該肥料の種類又は「仮登録肥料」の文字の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料の種類を、(イ)から(ホ)までに規定するところに従い、次の記載例により記載すること。ただし、荷口番号を記載した上で、当該荷口番号ごとに、当該荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証し、又は含有する全ての原料を農林水産大臣が認めるウェブサイトに公表し、当該ウェブサイトのアドレスを記載した場合には、〔 〕の記載を省略することができる。この場合には、書面により荷口番号に対応する製品の窒素全量を保証し、又は含有する全ての原料の記載事項の交付を求める者に書面により当該記載事項を交付するとともに、その旨を記載すること。なお、省略した〔 〕内の原料に有機質肥料及び特殊肥料(粗砕石灰石、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料及び石こうを除く。)以外のもの(汚泥を原料とする肥料(混合汚泥複合肥料及び規則第一条第一号から第六号までに規定する肥料)を含む。)が含まれる場合には、その旨を記載すること。

記載例1 窒素全量を保証し、又は含有する全ての原料を記載する場合(統合表示名称を記載する場合)

¥

(窒素全量を保証又は含有する原料)
尿素、化成肥料〔副産有機質原料〕、植物質類、(動物かす粉末類)、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、硫酸グアニル尿素
備考: 1 (略)
2 イソブチルアルデヒド縮合尿素と加工家きんふん肥料の窒素全量の量の割合の順位は、入れ替わることがある。
3 ( )内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の窒素全量の量の割合の順位は、「化成肥料〔副産有機質原料〕、尿素、植物質類、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、硫酸グアニル尿素」となる。
4 (略)

記載例2 「その他」と記載する場合(統合表示名称を記載しない場合) (新設)

(窒素全量を保証又は含有する原料)
尿素、化成肥料〔副産有機質原料〕、大豆油かす及びその粉末、(魚かす粉末)、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、その他〔窒素質グアノ、硫酸グアニル尿素〕
備考1 :窒素全量の量の割合の大きい順である。
2 ( )内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の窒素全量の量の割合の順位は、「化成肥料〔副産有機質原料〕、尿素、大豆油かす及びその粉末、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、硫酸グアニル尿素」となる。
3 「その他」の〔 〕内の原料は、順不同となることがある。
4 〔 〕内は化成肥料又は「その他」の窒素全量を保証又は含有する原料である。

記載例3 ウェブ表示を行う場合(統合表示名称を記載しない場合) (新設)

（窒素全量を保証又は含有する原料）
尿素、化成肥料、大豆油かす及びその粉末、（魚かす粉末）、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、その他
備考1：窒素全量の量の割合の大きい順である。
2　（）内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の窒素全量の量の割合の順位は、「化成肥料、尿素、大豆油かす及びその粉末、イソブチルアルデヒド縮合尿素、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、硫酸グアニル尿素」となる。
3　「化成肥料」及び「その他」には有機質肥料等以外の窒素全量を保証又は含有する原料を含む。
4　原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。（電話番号）
二次元コード

ハ　（略）

ニ　(1)の二に該当する普通肥料　　（新設）

(ｲ)　配合する原料について、普通肥料（法第4条第1項第3号に掲げるものを除く。）、普通肥料（法第4条第1項第3号に掲げるものに限る。）及び特殊肥料のそれぞれの製品に占める重量割合を記載すること。また、普通肥料（法第4条第1項第3号に掲げるものを除く。）、普通肥料（法第4条第1項第3号に掲げるものに限る。）及び特殊肥料に該当する肥料ごとに、使用する原料が次の表の原料の欄に該当する場合には、同表の字句の欄に掲げる字句をもって記載すること。

原料	字句
別表第2の第1欄に掲げる普通肥料	当該肥料の種類又は統合表示名称
別表第2の第1欄に掲げる普通肥料以外の普通肥料（指定配合肥料、指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料を除く。）	当該肥料の種類
指定配合肥料	「指定配合肥料」の字句
指定化成肥料	「指定化成肥料」の字句
特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料	当該特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料の原料として使用した肥料の種類又は指定名
特殊肥料（混合特殊肥料を除く。）	当該肥料の指定名
混合特殊肥料	当該混合特殊肥料の原料として使用した肥料の指定名

(ﾛ)　普通肥料（法第4条第1項第3号に掲げるものを除く。）、普通肥料（法第4条第1項第3号に掲げるものに限る。）及び特殊肥料に該当する肥料ごとに、製品に占める重量割合の大きい原料から順に、その旨を明記して記載すること。なお、指定配合肥料又は指定化成肥料を原料として使用する場合には、「指定配合肥料」又は「指定化成肥料」の字句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料の種類を、特殊肥料のうち堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」の字句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料を(イ)及びこの号の規定するところに従い次の記載例により記載すること。

（特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料の原料）
普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものを除く。）（6割）指定化成肥料〔硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類〕、被覆窒素肥料、動物かす粉末類、尿素
普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものに限る。）（1割）硫黄及びその化合物

特殊肥料(3割)堆肥〔牛ふん、稲わら〕、貝殻肥料
備考1：重量割合の大きい順である。
2　〔 〕内は指定化成肥料又は堆肥の原料である。

2　炭素窒素比の記載

(1)　保証票に炭素窒素比を記載する普通肥料

規則第11条の2第2項第1号の保証票に炭素窒素比を記載する普通肥料は、規則第1条第1号から第7号までに掲げる普通肥料とする。

(2)　(略)

3　材料の種類及び名称又は使用量の記載

(1)　保証票に記載する材料の種類

イ　規則第11条の2第2項第2号の保証票にその種類及び名称又は使用量を記載する材料の種類は、組成の均一化を促進する材料(以下「組成均一化促進材」という。)、効果の発現を促進する材料(以下「効果発現促進材」という。)、着色する材料(以下「着色材」という。)、土壌中における硝酸化成を抑制する材料(以下「硝酸化成抑制材」という。)及び規則別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料(以下「摂取防止材」という。)とする。ただし、配合に当たって原料として使用する肥料に当該配合前に使用された組成均一化促進材、効果発現促進材、着色材又は硝酸化成抑制材(規則別表第1号ハの規定に基づき農林水産大臣が指定するものに限る。)については、この限りでない。

ロ

(ｲ)　家庭園芸用肥料以外の普通肥料にあっては、効果発現促進材、硝酸化成抑制材及び摂取防止材についてその種類、名称及び使用量(配合に当たって原料として使用する肥料に当該配合前に使用された摂取防止材については、その種類及び名称)を、組成均一化促進材及び着色材については、その種類及び名称、を記載する。ただし、配合に当たって原料として使用する肥料に当該配合前に使用された効果発現促進材及び硝酸化成抑制材(規則別表第1号ハの規定に基づき農林水産大臣が指定するものに限る。)については、その種類、名称及び使用量の記載を、組成均一化促進材及び着色材については、その種類及び名称の記載を省略することができる。

(ﾛ)　(略)

ハ　家庭園芸用肥料以外の普通肥料にあっては、原料事情等により使用しないことがある組成均一化促進材(配合に当たって原料として使用する肥料に当該配合前に使用された組成均一化促進材を含む。)がある場合には、その旨を明記して、当該組成均一化促進材の名称に( )を付して記載することができる。

(新設)

(2)　保証票に材料の種類及び名称又は使用量を記載する方法

(1)に規定する材料について、規則第11条の2第4項の保証票にその種類及び名称又は使用量を記載する方法は、次に規定するとおりとする。

イ　(略)

ロ　(略)

ハ　材料の使用量は、材料の名称別に記載することとし、次の記載例により記載すること。

なお、(1)のロの(ｲ)のただし書の肥料に使用されている材料については、当該材料の種類、名称又は使用量も記載することができる。ただし、特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料にあっては、配合に当たって原料として使用した肥料由来の材料を記載する場合には、その旨を記載すること。

(ｲ)　家庭園芸用肥料以外の普通肥料の記載例

(使用される効果発現促進材)	
硫酸第一鉄(鉄として)	1.7%
硫酸銅(銅として)	0.02%

硫酸亜鉛(亜鉛として)	0.02%
モリブデン酸アンモニウム(モリブデンとして)	0.06%
備考:材料には原料由来のものを含む。	

(略)

(使用されている組成均一化促進材)	(石こう)
備考：( )内の材料は使用しないことがある。	

(略)

(略)

(ﾛ) (略)

4　土壌改良資材入り指定混合肥料に混入した指定土壌改良資材の名称及び混入の割合の記載方法　(新設

規則第11条の2第1項の法第17条第1項第13号(法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の記載方法は、次に規定するとおりとする。

(イ)　混入する土壌改良資材の製品に占める重量割合を記載すること。

(ロ)　混入する土壌改良資材について、次の記載例により、重量割合の大きい順に記載することとする。土壌改良資材入り指定混合肥料を原料として使用する場合には、当該原料に含まれる指定土壌改良資材を重量割合の大きい指定土壌改良資材から順に記載すること。

(混入した物の名称及び混入割合)
指定土壌改良資材(1割)ゼオライト、泥炭

別表第1　(1の(1)の口関係)

1　(略)

2　有機質肥料(混合有機質肥料を除く。)

3　(略)

4　指定配合肥料及び指定化成肥料

第　1　欄	第　2　欄
魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、蒸製てい角粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉	動物かす粉末類
(削る)	(削る)
(略)	(略)
とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油　かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゅかす粉末	植物質類
(削る)	(削る)

附　則

1　この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律(次項において「改正法」という。)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

2　この告示の施行の目前に改正法による改正前の肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第四条各項若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による仮登

録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出がされた肥料の容器又は包装に付される保証票への記載方法については、当分の間、この告示による改正前の昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第七百号(肥料取締法施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件)に適合するものをこの告示による改正後の昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第七百号(肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料及び材料等の保証票への記載に関する事項を定める件)に適合するものとみなす。

３　昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の四の(1)及び(2)の表に掲げる混合有機質肥料であって、この告示の施行の日以後に登録を受けたものの容器又は包装に付される保証票への原料の種類又は配合の割合の記載方法については、新告示別表第一の規定にかかわらず、この告示の施行の日から六月は、なお従前の例によることができる。

◇肥料取締法第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 2086 号）

［官報］　令和 2 年 10 月 27 日　号外　第 224 号　14～17 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201027/20201027g00224/20201027g002240014f.html

○農林水産省告示第2086号

肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行に伴い、及び肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十七条第一項第三号の規定に基づき、平成十二年一月二十七日農林水産省告示第九十六号(肥料取締法第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件)の一部を次のように改正する。

令和 2 年 10 月 27 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

―「改正前」は省略し、「改正後」のみ掲載―

改　正　後	
肥料の種類	主要な成分
下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料、水産副産物発酵肥料	１　窒素全量 ２　りん酸全量 ３　加里全量 ４　銅全量(1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限る。) ５　亜鉛全量(1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限る。) ６　石灰全量(1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限る。)
硫黄及びその化合物	硫黄分全量
特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料　　(新設)	１　窒素全量 ２　アンモニア性窒素 ３　硝酸性窒素 ４　りん酸全量 ５　く溶性りん酸 ６　可溶性りん酸

	7　水溶性りん酸 8　加里全量 9　く溶性加里 10　水溶性加里 11　アルカリ分 12　可溶性けい酸 13　水溶性けい酸 14　可溶性苦土 15　く溶性苦土 16　水溶性苦土 17　可溶性マンガン 18　く溶性マンガン 19　水溶性マンガン 20　く溶性ほう素 21　水溶性ほう素 22　銅全量（１キログラム当た㈲00ミリグラム以上含有　する場合に限る。） 23　亜鉛全量（１キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限る。） 24　石灰全量（１キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限る。） 25　硫黄分全量

附一　主要な成分の含有量の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、別表第一の第一欄に掲げる主要な成分の含有量の算出は、同表の第二欄に掲げるものによることとする。また、別表第二の左欄に掲げる主要な成分に応じ、同表の中欄に掲げる表示の単位を用いて記載すること。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

二　窒素、りん酸、加里若しくは有効苦土の含有量が0.5%未満であり、アルカリ分若しくは有効けい酸の含有量が2.5%未満であり、有効マンガンの含有量が0.05%未満であり、又は有効ほう素の含有量が0.03%未満である場合には、それぞれ「0.5%未満」、「2.5%未満」、「0.05%未満」又は「0.03%未満」と記載することができる。

別表第一

第１欄	第２欄
りん酸全量 く溶性りん酸 可溶性りん酸 水溶性りん酸	五酸化リン(P_2O_5)
加里全量 く溶性加里 水溶性加里	酸化カリウム(K_2O)
石灰全量	酸化カルシウム(CaO)
硫黄分全量	三酸化硫黄(SO_3)
可溶性けい酸 水溶性けい酸	二酸化ケイ素(SiO_2)
可溶性苦土酸化 く溶性苦土 水溶性苦土	マグネシウム(MgO)

可溶性マンガン く溶性マンガン 水溶性マンガン	酸化マンガン(MnO)
く溶性ほう素 水溶性ほう素	三酸化二ホウ素(B_2O_3)

別表第二　　(新設)

主要な成分	表示単位	誤差の許容範囲
下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料、水産副産物発酵肥料の主要な成分のうち1から3まで、硫黄及びその化合物の硫黄分全量、特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料の主要な成分のうち1から16まで及び25	パーセント(%)	表示値が1.5パーセント未満の場合は、プラスマイナス0.3パーセント 表示値が1.5パーセント以上5パーセント未満の場合は、表示値のプラスマイナス20パーセント 表示値が5パーセント以上10パーセント未満の場合は、プラスマイナス1パーセント 表示値が10パーセント以上の場合は、表示値のプラスマイナス10パーセント
特殊肥料入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料の主要な成分のうち17から21まで	パーセント(%)	表示値のプラスマイナス30パーセント
銅全量	1キログラム当たりミリグラム(mg/kg)	表示値のプラスマイナス30パーセント
亜鉛全量	1キログラム当たりミリグラム(時/kg)	表示値のプラスマイナス30パーセント
石灰全量	パーセント(%)	表示値のプラスマイナス20パーセント

附　則

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

◇特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 2087 号）

［官報］　令和 2 年 10 月 27 日　号外　第 224 号　17～24 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201027/20201027g00224/20201027g002240017f.html

○農林水産省告示第2087号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、及び肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二十二条のＩ．第一項の規定に基づき、平成十二年八月三十一日農林水産省告示第千百六十三号（特殊肥料の品質表示基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 10 月 27 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

―「改正前」は省略し、「改正後」のみ掲載―

改　正　後
特殊肥料の品質表示基準 第１　（略）

第２　遵守事項

１　表示事項の表示の方法

第1に規定する表示事項の表示に際しては、生産業者、輸入業者又は販売業者は、次に規定するところによらなければならない。

(1)　肥料の名称

当該肥料の生産業者又は輸入業者が肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下「法」という。)第22条第1項の規定に基づき都道府県知事に届け出た肥料の名称とすること。

(2)～(6)　(略)

(7)　原料

ア　原料名は、次の区分に応じて記載すること。

(ｱ)　堆肥及び動物の排せっ物

原料名は、「鶏ふん」、「もみがら」等最も一般的な名称をもって記載すること。昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等を指定する件)の一の川に規定する特殊肥料(以下「混合特殊肥料」という。)を原料として使用する場合にあっては、「混合特殊肥料」の字句を用いず、当該混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料の種類(堆肥又は動物の排せっ物を当該混合特殊肥料の原料として使用している場合には、「堆肥」又は「動物の排せっ物」の字句を用いず、当該堆肥又は動物の排せつ物の原料の最も一般的な名称)をもって記載すること。

(ｲ)　混合特殊肥料　　(新設

原料名は、昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等を指定する件)の一の(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる特殊肥料の種類をもって記載すること。また、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合には、「堆肥」又は「動物の排せつ物」の字句の次に〔 〕を付し、〔 〕の中に当該肥料の原料を聞の記載方法に従い記載すること。混合特殊肥料を原料として使用する場合には、「混合特殊肥料」の字句を用いず、当該混合特殊肥料の原料である特殊肥料の指定名を記載すること。

イ　生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に、その旨を記載すること(〔 〕イ内に記載する場合を含む。)。混合特殊肥料を原料として使用する場合には、「混合特殊肥料」の字句を用いず、当該混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料を重量の大きいものから順に記載すること。

ウ　(略)

エ　材料(オに掲げるものを除く。)は、次の区分に応じて記載すること。

(ｱ)　堆肥((ｲ)に掲げるものを除く。)生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されたものについては、その材料の名称を記載すること。

(ｲ)　混合特殊肥料等(次に掲げる材料が使用された混合特殊肥料を原料として使用する堆肥及び動物の排せっ物を含む。)生産に当たって固結、浮上若しくは悪臭を防止するための材料又は粒状化を促進するための材料(昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料等を指定する件)の別表第二に掲げる材料に限る。)が使用されたものについては、その材料の名称を記載すること。また、当該材料が使用された混合特殊肥料を原料とした場合にあっては、その材料の名称も記載すること。

オ　生産に当たって肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和25年農林省令第64号。以下「規則」という。)別表第1号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を記載すること。また、当該材料が使用された特殊肥料を原料とした場合にあっては、その材料の名称も記載すること。

カ　(略)

(原料)

ふん、鶏ふん、肉骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末

備考：1～4（略）

5　粒状化を促進するためにこんにゃく飛粉を使用したものである。

6　固結を防止するためにパーライトを使用したものである。

7　浮上を防止するためにかんらん岩粉末を使用したものである。
8　悪臭を防止するためにゼオライトを使用したものである。

(8)　主要な成分の含有量等

ア　表一の左欄に掲げる主要な成分の含有量等については、別紙の分析法による分析結果に基づき、それぞれ同表の中欄に掲げる表示の単位を用いて現物当たりの数値で記載すること。ただし、混合特殊肥料にあっては、堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合に限り記載すること(炭素窒素比を除く。)。これらの場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

イ　表二の左欄に掲げる主要な成分の含有量等については、別紙の分析方法による分析結果に基づき、規則第11条第9項の表の中欄に掲げる量以上含有する場合に限り、それぞれ表二の中欄に掲げる表示の単位を用いて記載することができる。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。　　(新設)

ウ　(略)

エ　(略)

表一

主要な成分	表示の単位	誤差の許容範囲
窒素全量	パーセント(%)	表示値が1.5パーセント未満の場合は、プラスマイナス0.3パーセント 表示値が1.5パーセント以上5パーセント未満の場合は、表示値のプラスマイナス20パーセント 表示値6.5パーセント以上10パーセント未満の場合は、プラスマイナス1パーセント 表示値が10パーセント以上の場合は、表示値のプラスマイナス10パーセント
りん酸全量	パーセント(%)	
加里全量	パーセント(%)	
銅全量	1キログラム当たりミリグラム(時/kg)	表示値のプラスマイナス30パーセント
亜鉛全量	1キログラム当たりミリグラム(時/kg)	表示値のプラスマイナス30パーセント
石灰全量	パーセント(%)	表示値のプラスマイナス20パーセント
炭素窒素比	―	表示値のプラスマイナス30パーセント
水分含有量	パーセント(%)	表示値のプラスマイナス20パーセント

表二　　(新設)

主要な成分	表示の単位	誤差の許容範囲
窒素全量(混合特殊肥料(堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。)に限る。)、アシモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量(混合特殊肥料(堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。)に限る。)、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸、加里全量(混合特殊肥料(堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。)	パーセント(%)	表示値が1.5パーセント未満の場合は、プラスマイナス0.3パーセント 表示値が1.5パーセント以上５ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合は、表示値のプラスマイナス20 表示値が５パーセント以上10%未満の場合は、プラスマイナス１パーセント 表示値が10%以上の場合は、表示値のプラスマイナス10パーセント

に限る。)く溶性加里、水溶性加里、アルカリ分、可溶性けい酸、水溶性けい酸、可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土		
可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン、く溶性ほう素、水溶性ほう素	パーセント(%)	表示値のプラスマイナス30パーセント

2　表示の様式等

(1)　(略)

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示
肥料の名称 肥料の種類 届出をした都道府県 ・・・・・ ・・・・・ ・・・・・ ・・・・・

(2)　(略)

(3)　表示に用いる文字及び数字の色、大きさ等は、次に掲げるところによらなければならない。

ア　表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的な色とすること。　(新設)

イ　表示に用いる文字及び数字は、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさとし、かつ、消費者の見やすい書体とすること。　(新設)

(4)　肥料の正味重量が6キログラム未満の場合には、(1)の様式の文字及び数字の大きさは、適宜とする。

(削る)

(削る)

(5)・(6)　(略)

別表　(第1関係)

肥料の種類	表示事項
堆肥(汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。)	一般表示事項 原料 主要な成分の含有量等 窒素全量 (アンモニア性窒素) (硝酸性窒素) りん酸全量 (く溶性りん酸) (可溶性りん酸) (水溶性りん酸) 加里全量 (く溶性加里) (水溶性加里) (アルカリ分) (可溶性けい酸) (水溶性けい酸)
動物の排せつ物	
混合特殊肥料	

	(可溶性苦土) (く溶性苦土) (水溶性苦土) (可溶性マンガン) (く溶性マンガン) (水溶性マンガン) (く溶性ほう素) (水溶性ほう素) 銅全量 亜鉛全量 石灰全量 炭素窒素比(堆肥又は動物の排せつ物に限る。) 水分含有量

備考

１　(略)

２　第2の1の(8)のアに定める主要な成分の含有量等については、銅全量にあっては豚ぷんを原料として使用するものであって現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限り、亜鉛全量にあっては豚ぷん又は鶏ふんを原料として使用するものであって現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限り、石灰全量にあっては石灰を原料として使用するものであって現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限り、水分含有量にあっては乾物当たりで表示する場合に限り、それぞれ表示しなければならないものとする。

なお、( )内の主要な成分にあっては、規則第11条第9項の表の中欄に掲げる量以上含有する場合に限り、記載することができるものとする。

別紙　(第2関係)

(略)

第１種	第２種
りん酸全量 く溶性りん酸 可溶性りん酸 水溶性りん酸	五酸化リン(P_2U_5)
加里全量 く溶性加里 水溶性加里	酸化カリウム（K_2O）
石灰全量	酸化カルシウム（ＣａＯ）
可溶性けい酸 水溶性けい酸	二酸化ケイ素（S_10_2）
可溶性苦土 く溶性苦土 水溶性苦土	酸化マグネシウム(Mg0)
可溶性マンガン く溶性マンガン 水溶性マンガン	酸化マンガン（ＭｎＯ）
く溶性はう素 水溶性はう素	三酸化ニホウ素（B_20_3）

附　則

１　この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

２　この告示の施行の目前に改正法による改正前の肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二十二条第一項の規定による届出がされた同法第二条第二項に規定する特殊肥料の品質に関する表示については、当分の間、この告示による改正前の平成十二年八月三十一日農林水産省告示第千百六十三号（特殊肥料の品質表示基準を定める件）に適合するものをこの告示による改正後の平成十二年八月三十一日農林水産省告示第千百六十三号（特殊肥料の品質表示基準を定める件）に適合するものとみなす。

********** 以上 **********